

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律の一部の施行に伴う環境省関係省令の改正について
(概要)

1. 背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号。以下「第 5 次地方分権一括法」という。）による特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）の改正規定が平成 29 年 4 月 1 日に施行される（以下、改正後の同法を「法」という。）。

これに伴い、(1)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号。以下「オフロード法施行規則」という。）及び(2)地方環境事務所組織規則（平成 17 年環境省令第 19 号。以下「事務所規則」という。）について必要な規定の整備を行う必要がある。

2. 概要

(1) オフロード法施行規則の一部改正

第 5 次地方分権一括法において、国の地方支分局（地方農政局、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所等）が担ってきた特定特殊自動車の使用者に対する以下の事務を、自治事務として都道府県に移譲することとなった。

- ・技術基準適合命令（法第 18 条第 1 項）
- ・指導及び助言（法第 28 条第 2 項）
- ・報告徴収及び立入検査（法第 29 条第 2 項及び第 30 条第 2 項。ただし、報告徴収及び立入検査については、引き続き国も実施することが可能。）

このため、オフロード法施行規則においてこれらの事務を地方支分部局長に委任していた規定を削除するとともに、都道府県知事がこれらの事務を実施した場合には、主務大臣へ事後報告を行うことが法に規定されていることから、本改正においてその報告内容等を定める。

そのほか、立入検査身分証明書様式の改正など所要の規定の整理を行う。

(2) 事務所規則の一部改正

事務所規則第 5 条において、環境大臣から地方環境事務所長（環境対策課）へ委任されたオフロード法に基づく事務を規定しているところ、国から都道府県知事に委譲された「技術基準適合命令」に係る部分を削除する。

3. 今後のスケジュール

公 布 平成 28 年 11 月 11 日

施 行 平成 29 年 4 月 1 日